

# 小川自治会会則

- 施行 昭和 47 年 4 月
- 改正 昭和 55 年 4 月
- 改正 昭和 57 年 4 月
- 改正 昭和 58 年 4 月
- 改正 平成 3 年 4 月
- 改正 平成 15 年 4 月
- 改正 平成 19 年 4 月
- 改正 平成 20 年 4 月
- 改正 平成 22 年 4 月
- 改正 平成 27 年 4 月

## 第1条 名 称

本会は小川自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

## 第2条 目 的

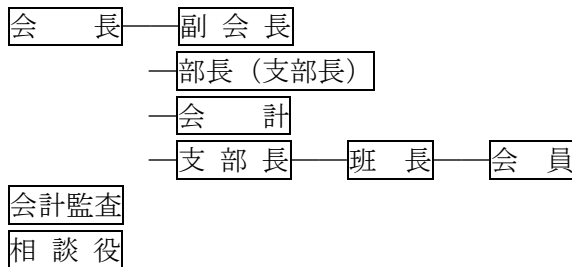
本会は会員相互の親睦を図り、相互理解と信頼関係の醸成に努め、地域コミュニティを構築する。さらに社会への貢献を積極的に行い、地区内の防犯、防災、環境、衛生等の管理の確立と、安心して暮らせる安全な町づくりの推進を図ることを目的とする。

## 第3条 会 員

- 1, 本会は原則として当地区内に居住し、または店舗あるいは会社等を経営する者のうち、会の目的に賛同する者をもって会員とする。
- 2, 会員は世帯単位とし寮、下宿等に居住する独身者についてもこれに準ずる。
- 3, 会員は会費として通常、年二回に自治会費を納付するものとする。(月額 200 円)
- 4, 会員の入会は役員が入会届けを受けつけ、役員会の承認をもって正式に 会員とする。(改正 平成 20 年 4 月)
- 5, 会員のうち他に転出した場合は、届出の如何にかかわらず、自然退会とする。また、1 年以上の会費未納の場合もこれに準ずる。
- 6, 退会した者は、その月までの会費を完納するものとし、既納会費に対しては、その還付請求をすることができない。
- 7, 退会した者は、以後会に対してその財産、施設等に対しては、会員としての受益権の一切を失うものとする。

#### 第4条 組織及び会務編成

- 1, 本会は次に示す組織によって運営する。(改正 平成22年4月19日)



- 2, 本会に専門部を置く。

専門部の内容については、細則に定める。

副会長及び支部長はいずれかの専門部に属し、その中から部長を選出する。

(改正 平成20年4月20日)

(補 則)

本会は、簡易保険の団体払込制度を利用して、払込団体を組成する。

なお、払込団体の運営については、別に規約を定める。

#### 第5条 役 員

- 1, 本会に次の役員を置き、総会においてこれを選任する。

会長1名、副会長複数名、部長複数名、会計1~2名

会計監査2名。

(改正 平成20年4月20日)

支部長、(副支部長)、班長

相談役 若干名 会長経験者より会長が任命し会長に対する助言を行う

任期は規定しない。(改正 平成22年4月19日)

- 2, 本部役員(会長、副会長、会計、会計監査)の任期は原則として2年とする。

但し再任は妨げない。

また支部役員(支部長、班長)の任期は原則1年とする。

再任は妨げないが再任任期は1年とする。(改正 平成22年4月19日)

- 3, 特別の理由があり、年度の途中で就任した役員は、その残任期間を役員任期とする。また特別の理由があり年度の途中で選任または退任する場合は、役員会の承認で可とする。

(改正 平成27年4月12日)

- 4, 役員は総会での選任をもって就任し、解任をもって退任する。

- 5, 役員の選出、推薦についてはその方法手順を細則に定める。

## 第6条 総会及び諸会議

- 1, 総会は本会の最高決議機関とし、毎年4月に開催するものとする。
- 2, 必要あるときは、臨時総会を開くことができる。
- 3, 総会が成立するには、半数以上（委任状を含む）の出席を要する。
- 4, 総会は次の事項を審議する。
  - イ 前年度の事業報告及び決算の承認
  - ロ 本年度の事業計画及び予算に関する事項
  - ハ 役員を選任に関する事項
  - ニ 会則改正に関する事項
  - ホ 役員会等において必要と認めた事項
- 5, 役員会、幹部会、専門部会、支部（班）会議等の諸会議は、必要に応じて随時開くことができる。 （改正 平成27年4月12日）

## 第7条 議 決

諸会議の議決は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第8条 会 計

本会の会計は、会費、寄付金、利子その他の収入をもってこれに充てる。

## 第9条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

## 第10条 会則の改廃

本会則の改廃は、総会の承認を得るものとする。

## 第11条 細 則

- 1, 本会則の主旨を誠実に施行するために細部の取り決め事項、および、運営上の詳細事項等は、小川自治会細則（以下細則）に定める。
- 2, 既設の取り決め事項、「慶弔規定」は、この細則に置き換える。
- 3, 細則は、必要に応じて役員会において改廃できるものとする。

以上